

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

東近江市

第1 促進計画の区域

別添地図及び下記のとおりとする。

1 法第3条第3項第1号（多面的機能支払）

本市の農業振興地域の全域、市街化区域内農地の全域及び用途地域内農地の全域

2 法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）

本市の農業振興地域内農用地区域で中山間地域等直接支払交付金実施要領第4の2対象農用地の基準を満たしている区域

集落名：高木町、市原野町、新出町、和南町、甲津畠町、永源寺相谷町、杠葉尾町、一式町、石谷町、池之脇町、上二俣町、黄和田町、百濟寺町、大覚寺町、愛東外町、上山町、北坂町、平尾町、大林町、園町、百濟寺本町、下中野町、上中野町、小倉町

3 法第3条第3項第3号（環境保全型農業直接支払）

本市の農業振興地域の全域

第2 促進計画の目標

1 現況

本地域は、琵琶湖の東に広がる湖東平野とその周辺の中山間地域等から構成され、肥沃な土地と水資源に恵まれ、良質な「近江米」を中心とした水稻の栽培が行われるとともに、特産物として、様々な野菜・果樹・花卉などの栽培も盛んに行われている。また、環境負荷の軽減に配慮した農業についても積極的に推進されている。

しかしながら、近年の過疎化や高齢化などの進行に伴う集落機能の低下により、従来より地域で行ってきた共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じることが懸念されている。これにより、国土保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観などが失われるおそれがあり、地域の深刻な問

題となりつつある。こうした中、農用地、水路、農道などの地域資源の保全管理活動を行う担い手への負担増加も懸念されており、これらの活動を支援することが必要である。

また、本地域の東部に位置する中山間地域では、平場地域と比べて生産条件の格差が大きい急傾斜地域であることから、これを補正する取組を行うことが必要である。

さらに、化学合成農薬及び化学肥料の使用量を慣行の5割以下に削減する取組や、地球温暖化の防止や生物の多様性保全に効果の高い営農活動等を一層推進することが必要である。

2 目標

本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業の推進により、多面的機能を支える共同活動や、地域資源（農地、水、農道等）の質的向上を図る共同活動等を支援し、農地・農業用水や豊かな自然環境等の資源を保全する。

なお、農業生産条件が不利な状況にある中山間地域においては、同条同項第2項に掲げる事業の推進により、耕作放棄地の発生の防止等を図る。

また、同条同項第3号に掲げる事業の推進により、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、地球温暖化防止や生物多様性保全、琵琶湖等の環境保全を促進する。

これら事業の推進により、多面的機能の發揮の促進を図ることとする。

第3 第1の区域内においてその実施を推進する多面的機能發揮促進事業に関する事項

実施を推進する区域	実施を推進する事業
①東近江市地域（全域）	法第3条第3項第1号、第3号に掲げる事業
②東近江市地域 (旧永源寺町、旧愛東町地域)	法第3条第3項第2号に掲げる事業

第4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能發揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあってはその区域

設定しない。

第5 その他の促進計画の実施に関し市が必要と認める事項

1 法第3条第3項第2号に掲げる事業における対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行なわれる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができます。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

(別に市町村対象農用地の基準に該当する地図を添付)

ア 対象地域

地域振興立法指定地域	旧市原村	旧永源寺村	旧西小椋村
	旧角井村		

イ 対象農用地

急傾斜農用地については、田1/20以上、緩傾斜農用地については、田1/50以上とする。

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

2 法第3条第3項第2号に掲げる事業における対象者

認定農業者に準ずる者とは、市の水田農業ビジョンで定められた扱い手とする。

3 法第3条第3項第2号に掲げる事業におけるその他必要な事項

土地改良通年施行に係る農地

土地改良通年施行に係る農地については、交付金の交付対象とする。